



福岡県医発第 838 号 (地)

平成 29 年 6 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その 12)」の送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より疑義解釈が発出されましたので、別紙のとおりお送りいたします。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会ホームページ「平成 28 年度診療報酬改定について」に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎

会長 白石恒明

(保 50)

平成 29 年 6 月 15 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 12）」の送付について

平成 28 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、平成 28 年 3 月 9 日付日医発第 1113 号（保 184）「平成 28 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 28 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 12）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員に周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 12）

（平 29.6.14 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡
平成29年6月14日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その12）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第52号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第3号）等により、平成28年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

医科診療報酬点数表関係

【ニコチン依存症管理料】

（問１）区分番号「Ｂ００１－３－２」ニコチン依存症管理料については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成28年３月４日保医発0304第２号）において、平成28年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関（以下「経過措置に係る保険医療機関」という。）は、平成29年7月１日以降に引き続き算定する場合、届出が必要となっているが、いつまでに届出が必要となるか。また、平成28年４月以降に新規の届出を行った保険医療機関については、再度届出を行う必要があるのか。

（答）経過措置に係る保険医療機関の届出は、平成29年7月の最初の開庁日までに必要となる。

なお、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの期間に新規に当該届出を行った保険医療機関についても、当該届出により算定を開始した月から平成29年３月31日までの期間における実績を記載し平成29年7月の最初の開庁日までに再度の届出が必要となる。

また、上記における再度の届出は、いずれも様式８（別紙参照）のみの届出でよいが、当該項目の施設基準における様式８の２を用いた地方厚生（支）局長への報告は別途行う必要がある。

【特定保険医療材料】

（問２）「特定保険医療材料 １３３ 血管内手術用カテーテル （５）下大静脈留置フィルターセット イ 特殊型」の定義については、「留置後から必要時回収するまでの期間に制限がないこと」とされているが、添付文書の警告、禁忌及び使用上の注意欄等において、回収期限を制限する記載がされている場合は、当該機能区分の定義に該当するといえるのか。

（答）該当しない。

様式 8

ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出書添付書類

- 1 禁煙治療を担当する医師（禁煙治療の経験を有する医師が1名以上いること。）

氏名	禁煙治療の経験
	有 ・ 無
	有 ・ 無

- 2 専任の看護師又は准看護師（1名以上いること。）

氏名

- 3 当該保険医療機関に備えている呼気一酸化炭素濃度測定器の名称及び台数

機種名	メーカー名	台数
		台
		台
		台

- 4 その他（次の事項を満たしている場合に○をつけること。）

ア 禁煙治療を行っている旨の院内掲示をしている。

イ 敷地内が禁煙である。なお、保険医療機関が建造物の一部分を用いて開設されている場合は、当該保険医療機関の保有又は借用している部分が禁煙であること。

- 5 実績等（実績がある場合に記載すること。）

ニコチン依存症管理料の初回の治療の一年間の算定回数 (前年4月1日から当年3月末日までの一年間)	①	回	
ニコチン依存症管理料の一年間の延べ算定回数 (前年4月1日から当年3月末日までの一年間における初回から5回目までの治療を含む)	②	回	
・①及び②に係る期間	平成	年4月1日～平成	年3月31日
・治療の平均継続回数＝②／①			回

[記載上の注意]

- 1 「5」については、平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までの実績分については、記載が無くても差し支えない。ただし、その場合については、平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの実績を記載の上、再度届出を行う必要がある。
- 2 「5」について、実績のない保険医療機関が新規で届け出る場合、届出時点においては記載不要だが、過去 1 年間における実績ができ、引き続き算定する場合は、「5」を記載し再度届出を行う必要がある。
- 3 実績期間は、前年 4 月 1 日から当年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、新規の届出を年度途中で行う場合は、当該届出により算定を開始した月から翌 3 月までの期間における実績をもって、翌年度 7 月以降に算定する所定点数を判断する。